

敷地内禁煙について

健康増進法（受動喫煙対策関係）の一部改正に伴い、令和元年7月1日から星塚敬愛園（第一種施設：病院）においては「敷地内禁煙」となります。特定屋外喫煙場所（屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所）を設置して喫煙場所となります。

「喫煙場所」と表示されている場所以外での喫煙は禁止します。

設置場所

- ① 事務本館裏
- ② 治療棟前廊下
- ③ 1病棟渡り廊下外
- ④ さくら病棟渡り廊下外
- ⑤ 給食棟倉庫外
- ⑥ 福祉課裏
- ⑦ 公会堂屋外トイレ横
- ⑧ 第1星塚荘外
- ⑨ もりの会館外

令和元年7月1日

国立療養所星塚敬愛園長

敷地内禁煙（令和元年7月より、改正健康増進法）

（管理者が定める『特定屋外喫煙場所（9箇所）』でのみ喫煙可）

